

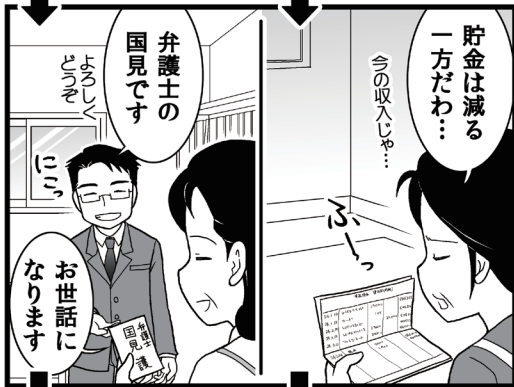
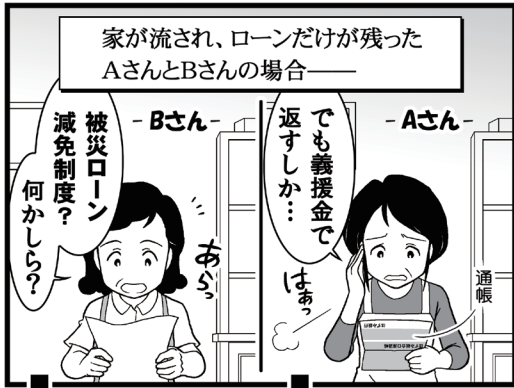
家はなくなったけど、支援金や義援金は
とりあえず住宅ローンの支払いに…

被災ローン

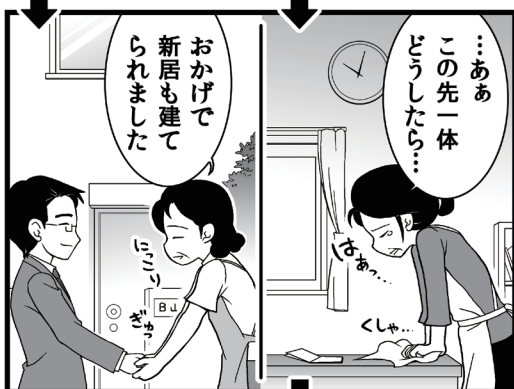
減免制度

ちょっと待って！

があります！



「被災ローン減免制度」を知らないAさんと、
利用を決めたBさんのその後は…



新しい生活を立て直すとき、震災前からの
ローンの支払いは重い負担です。

義援金や支援金を使ってしまうと、新しい
ローンの頭金づくりに苦労してしまったり、
仮設住宅を出たあとの家賃が支払えなくなって
しまうかもしれません。

被災ローン減免制度（私的整理ガイドライン）

は、新しい生活を踏み出すために生まれたしくみです。

震災前のローンを減らすことができます。

既にローンの返済を停止してもらっていたり、
返済の方法を変更した人でも利用できる場合が
あります。

「とりあえず返済」ではなく、まずは弁護士会
にご相談ください。

被災ローン減免制度 Q&A



Q 制度を使うのにお金はかかりますか？

A この制度を利用するのにお金はかかりません。

Q この制度を使うと保証人に迷惑をかけるのでは？

A いいえ。この制度を使う場合、原則として保証人にローンを請求しないことになっています。

Q この制度を使うと新しいローンを組めないのでは？

A 破産したときと違って、この制度ではいわゆるブラックリスト（信用情報）に登録されることはありません。ですので、この制度によって新しいローンが組めなくなるということはありません。

Q この制度はどのような制度ですか？

A 義援金・支援金・弔慰金に加えてこれとは別に預貯金を500万円まで手元に残し（原則）、ローンと抵当権を整理する制度です。原則として、500万円を超える部分と、土地の買上げ代金をローンの返済にあて、残ったローンを免除してもらうことが可能になりました。ただし、利用できる方とそうでない方がいらっしゃいますので、まずは、弁護士会にお気軽にご相談ください。

こんな例も…

地震保険金の500万円や支援金・義援金の200万円を手元に残し、それ以外の財産をローンの返済にあてることで、残りのローンは免除され、支払わなくてよいこととなりました。

ご相談は…

岩手弁護士会被災者ホットダイヤル
(午後1時～午後4時)

0120-755-745

岩手弁護士会

019-623-5005

個人版私的整理ガイドライン運営委員会
岩手支部

019-606-3622

地域で無料相談会を
実施しています

岩手弁護士会

検索

制度の詳しい説明や、利用するかどうかについて、弁護士から無料で個別に相談を受けることができます（震災相談）。まずは、お気軽に弁護士会までお問い合わせください。